



# 新冠町財政計画

令和4年 10月  
新冠町

# 目 次

はじめに	.....	1
1 これまでの新冠町の財政状況	.....	2
(1) 歳入の状況	.....	2
(2) 歳出の状況	.....	3~5
(3) 収支の状況	.....	6
(4) 基金残高の状況	.....	7
(5) 地方債残高の状況	.....	8
(6) 財政指標の状況	.....	9~10
2 今後の財政推計	.....	11
(1) 推計方法	.....	11~12
(2) 年度別財政推計	.....	13
3 財政健全化に向けた取組	.....	14
(1) 基本目標と取組内容	.....	14
(2) 目標数値	.....	14
(3) 収支改善のための具体的な方針	.....	14~15
(4) 財政健全化実行計画（行財政改革アクションプラン）の策定	.....	15

## はじめに

自治体運営に大きな影響を与える国の経済は、少子高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、雇用・所得環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって景気は悪化し、感染防止対策を意図した経済活動の抑制が続いていることで、GDP（国内総生産）は感染症拡大前の水準に回復しておらず、個人消費は一進一退の動きとなっており、雇用対策のテンポも緩やかなものに止まっています。

さらには、ロシアのウクライナ侵攻に対する諸外国の金融制裁により、ロシアの原油、天然ガスの輸出が減少し、エネルギー価格が一段と高騰することが懸念され、日本経済の回復が大きく阻害される恐れがあります。

また、国と地方を合わせた長期債務残高は、新型コロナウイルス感染症対策費に係る国債発行や社会保障関連費の増加により公債残高の累増が見込まれるなど、国の財政も依然として厳しい状況にあります。

こうした状況にあって、地方自治体の財源保障機能を担う地方交付税についても、その性質上、国の財政状況に大きく影響を受けることから、今後の地方財政についても厳しい状況に置かれることが予見され、当町においても人口減少に伴う町税収入の減収、少子高齢化の更なる進展による社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加などが見込まれており、財政運営は極めて厳しい状況になることが想定されます。

このような中でも、効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、より一層の健全な財政運営の確保が欠かせません。全職員が経営感覚を持ち、更なるコストの削減と自主財源の確保に努める必要があります。

本計画は当町の財政の現状と令和14年度までの財政見通しを明らかにし、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るために策定するものです。

## 1 これまでの新冠町の財政状況

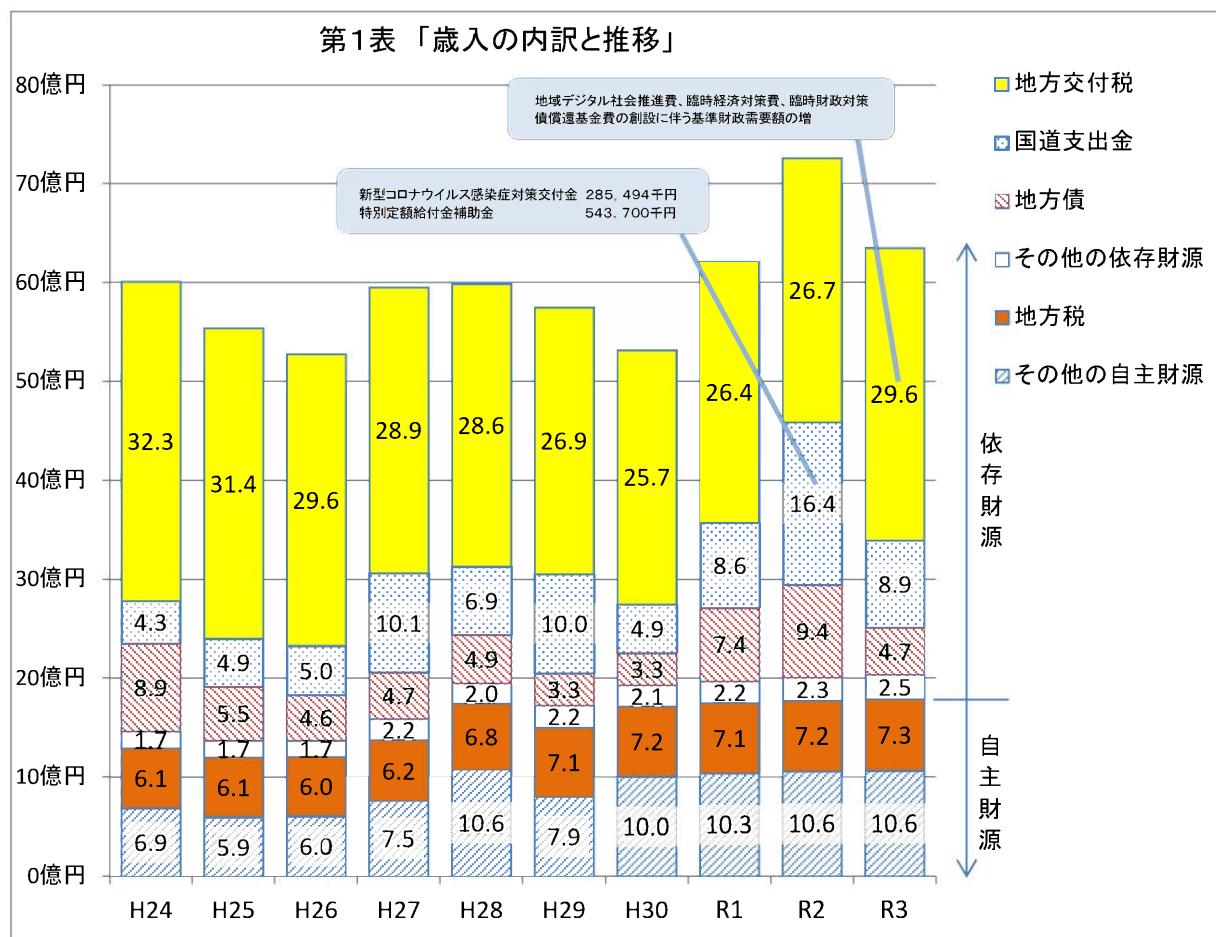
### (1) 歳入の状況

歳入には様々な種類がありますが、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に分かれます。自主財源とは地方税、使用料など町が自主的に収入するもので、依存財源とは国や道の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入で地方交付税や国・道支出金等がこれにあたります。

近年、自主財源は総額として大きな変動はありませんが、自主財源には基金からの繰入金が含まれており、平成28年度から令和元年度までは財源不足の補填のため毎年度1億円以上を財政調整基金から繰り入れしていることから、自主財源の内、基金繰入金の割合が高くなっています。

一方、依存財源の内、国・道支出金や地方債は大型の建設事業などにより左右されるところから年度間で大きな差があります。令和2年度に国・道支出金が増加となっているのは新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業や特別定額給付金事業などの新型コロナウイルス感染症関連の事業実施によるものです。

なお、「歳入の内訳と推移」は第1表のとおりです。



自主・依存財源の割合	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
自主財源	21.5%	21.7%	22.8%	23.1%	29.1%	26.2%	32.3%	28.2%	24.5%	28.1%
依存財源	78.5%	78.3%	77.2%	76.9%	70.9%	73.8%	67.7%	71.8%	75.5%	71.9%

## (2) 歳出の状況

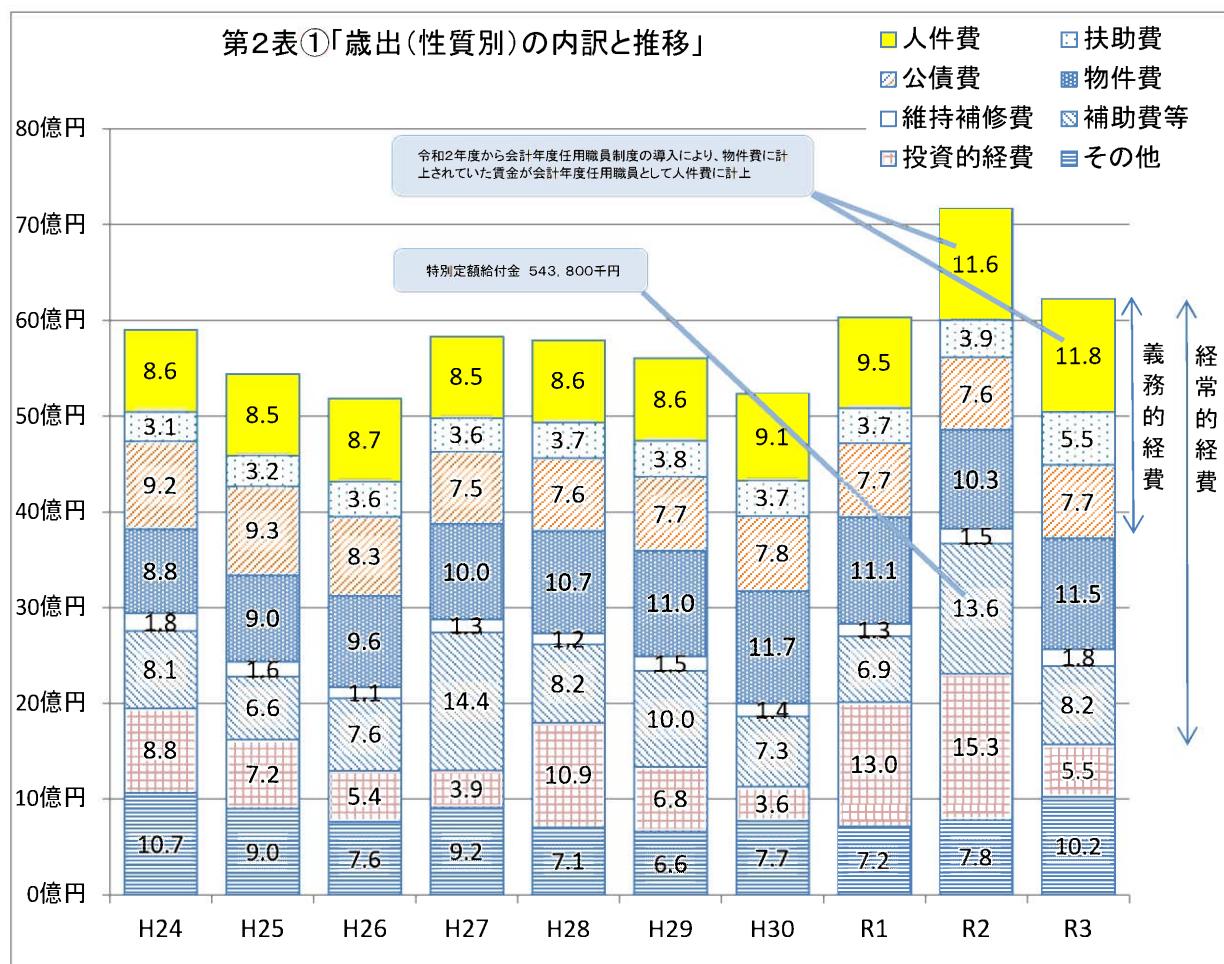
歳出も歳入同様に様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は法令等の規定や、その性質上必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費です。歳入の増加が見込めない状況で義務的経費が増加していくと、新しい財政需要や臨時の財政需要に対する弾力性が失われ、財政構造が硬直化していきます。

決算額における義務的経費の割合は、近年は横ばい傾向にありますが、経常的経費に占める義務的経費の割合は高い水準で推移しています。

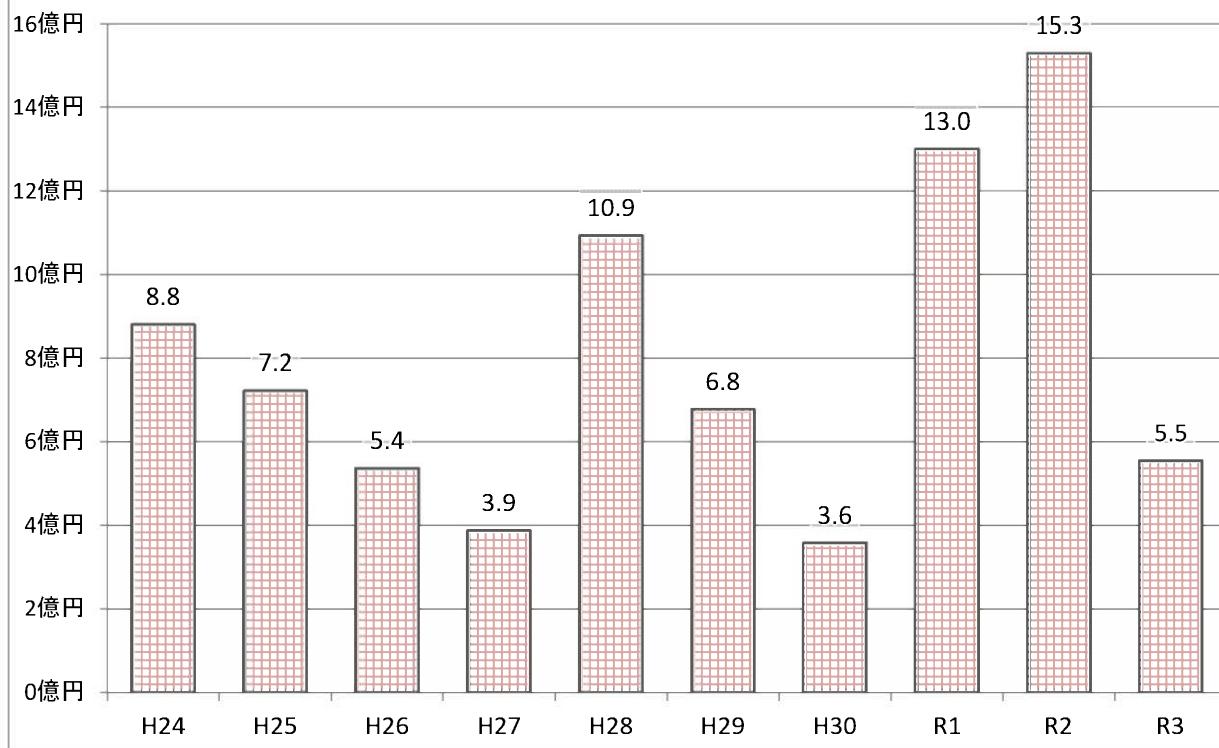
これまで義務的経費の増加に対して、投資的経費をはじめとする様々な経費を抑制することにより財政を維持してきましたが、今後予定されている大型建設事業の実施により投資的経費が高位で推移し、それに伴い公債費の増加も不可避な状況にあるため、慢性的に財政の硬直化が進んでいくものと推測されます。

なお、「歳出（性質別）の内訳と推移」は第2表①、「投資的経費の推移」は第2表②のとおりです。



義務的経費の割合	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
決算額に対する割合	35.3%	38.6%	39.7%	33.5%	34.4%	35.8%	39.4%	34.6%	32.2%	40.2%
経常的経費に対する割合	52.7%	55.0%	53.0%	43.1%	49.9%	47.1%	50.2%	52.0%	47.6%	53.8%

第2表② 「投資的経費の推移」



●投資的経費の主な内容

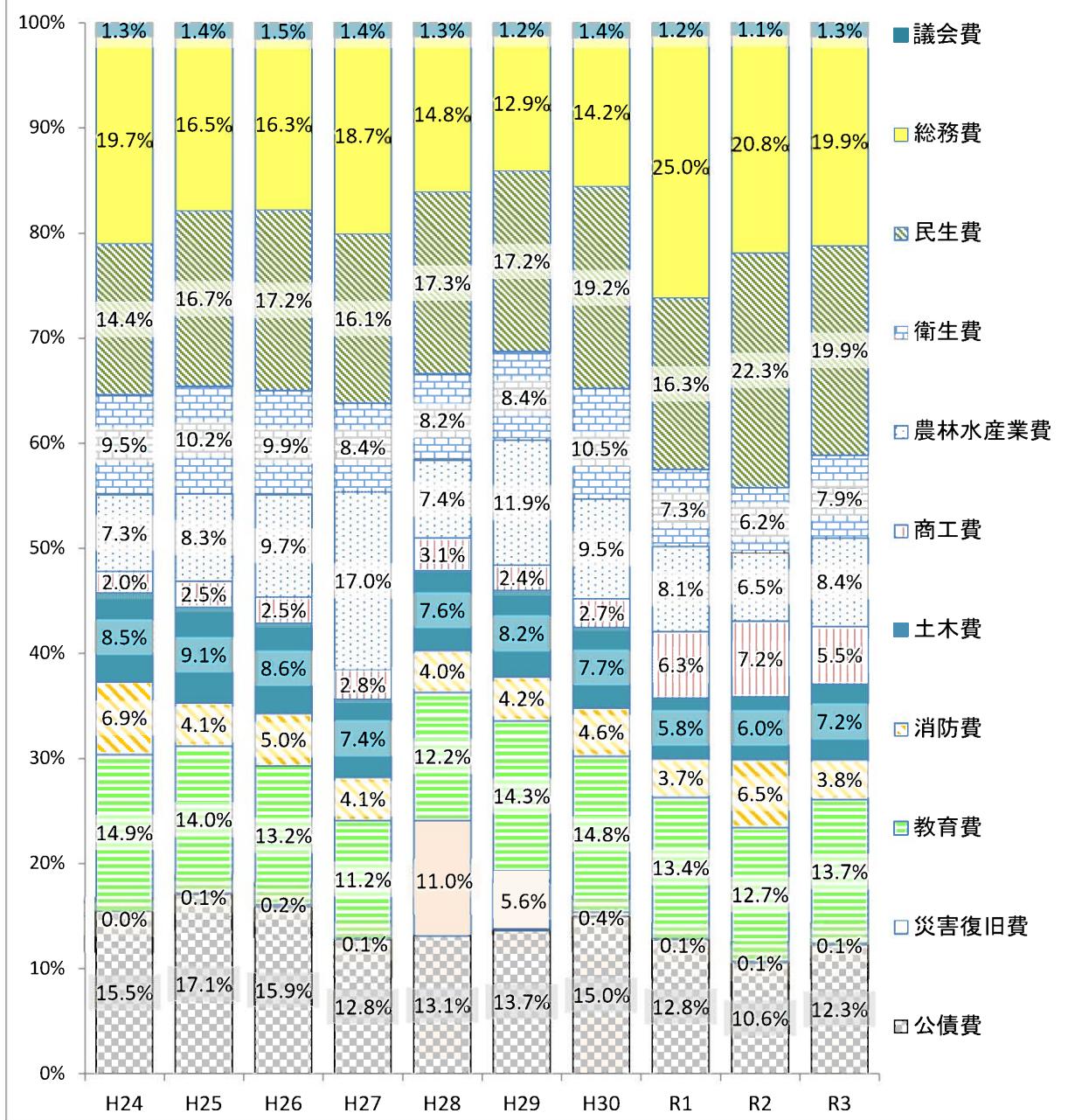
【H24】	・定住移住促進団地整備事業 ・新冠中学校大規模改修事業	1 3 6 , 1 1 2 千円 8 6 , 1 0 0 千円
【H25】	・大狩部地区集会施設建設工事	6 0 , 7 2 1 千円
【H28】	・平成28年8月大雨災害復旧費 ・新冠温泉屋根改修工事	6 3 0 , 2 3 5 千円 7 9 , 1 1 0 千円
【H29】	・平成28年8月大雨災害復旧費	3 0 7 , 3 5 7 千円
【R1】	・新冠町高度無線環境整備推進工事 ・ホロシリ乗馬クラブ移転工事	6 9 1 , 9 0 0 千円 2 6 3 , 5 6 0 千円
【R2】	・新冠町高度無線環境整備推進工事 ・ホロシリ乗馬クラブ移転工事 ・防災行政無線整備工事	5 2 9 , 7 6 0 千円 3 0 9 , 4 7 1 千円 1 9 9 , 9 8 0 千円
【R3】	・多機能型交流施設棟新築工事	7 7 , 3 0 0 千円

次に歳出を目的別に捉えますと、扶助費や補助費が多く占める民生費の割合が増加傾向にあり、今後も少子高齢化の更なる進展による社会保障関連経費の増加に伴い、民生費の割合が増加することが見込まれます。

平成27年度に農林水産業費の割合が増加しているのはピーマン選果場施設整備事業によるもので、平成28年度に災害復旧費の割合が増加しているのは大雨災害復旧事業によるものです。

また、令和元年度と令和2年度に総務費の割合が増加しているのは情報通信整備事業によるもので、商工費が増加しているのはホロシリ乗馬クラブ移転に係る乗馬施設整備事業によるもの、令和2年度に民生費の割合が増加しているのは特別定額給付金給付事業によるものです。

第3表 「歳出(目的別)の内訳と推移」



### (3) 収支の状況

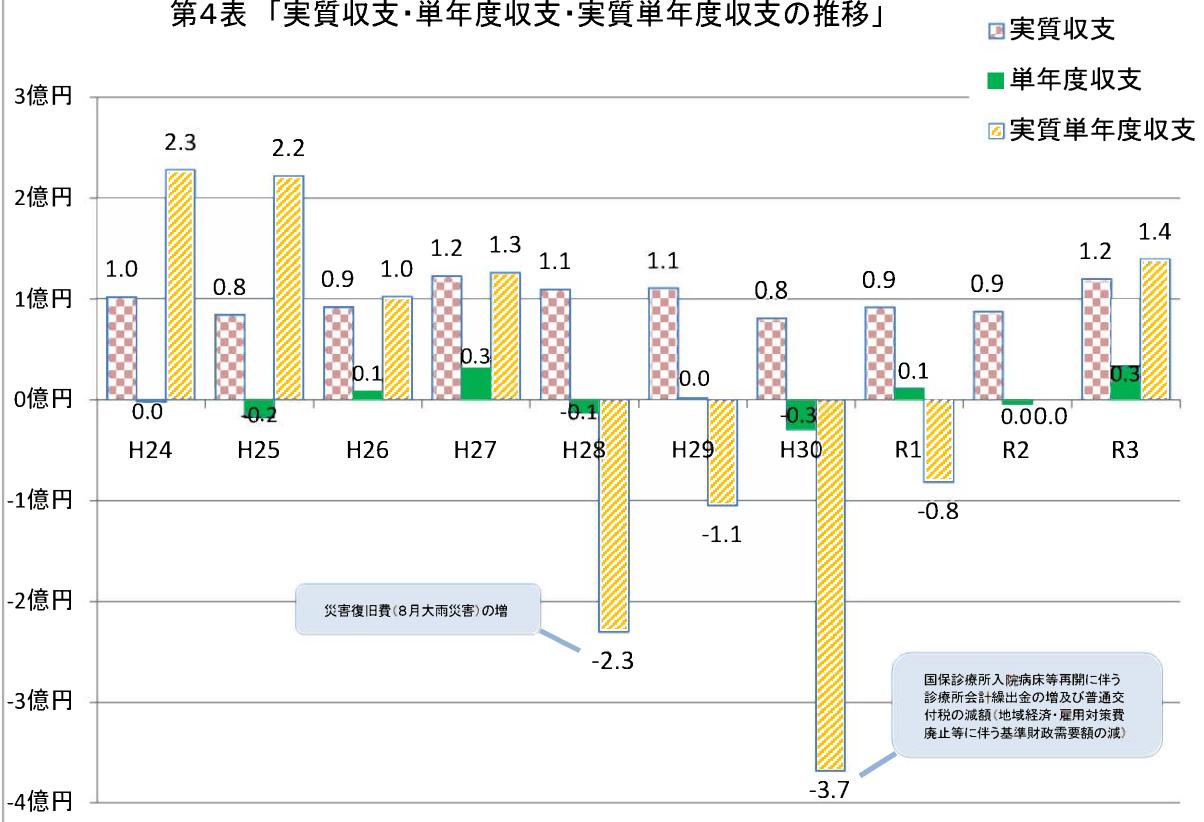
町の財政運営の健全性を確保するためには、収支の均衡が図られていることが大原則となります。これは実質収支・単年度収支・実質単年度収支という指標で表すことができます。

実質収支は、その年度の歳入の決算額から歳出の決算額と翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。この実質収支には、前年度からの繰越金の金額が含まれていることから、その額を控除し、単年度での実質収支を表したもののが単年度収支となります。

さらに単年度収支には、財政調整基金への積立てや取り崩し、地方債の繰上償還額などが含まれていることから、これらの影響を除いた実質的な単年度の収支を表したもののが実質単年度収支となります。平成28年度から令和2年度までは、財政調整基金を取り崩して財源不足を調整しているため、実質単年度収支はマイナスとなっています。

なお、「実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移」は第4表のとおりです。

第4表 「実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移」



#### 【参考】

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

$$\text{単年度収支} = \text{当年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立て額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取り崩し額}$$

#### (4) 基金残高の状況

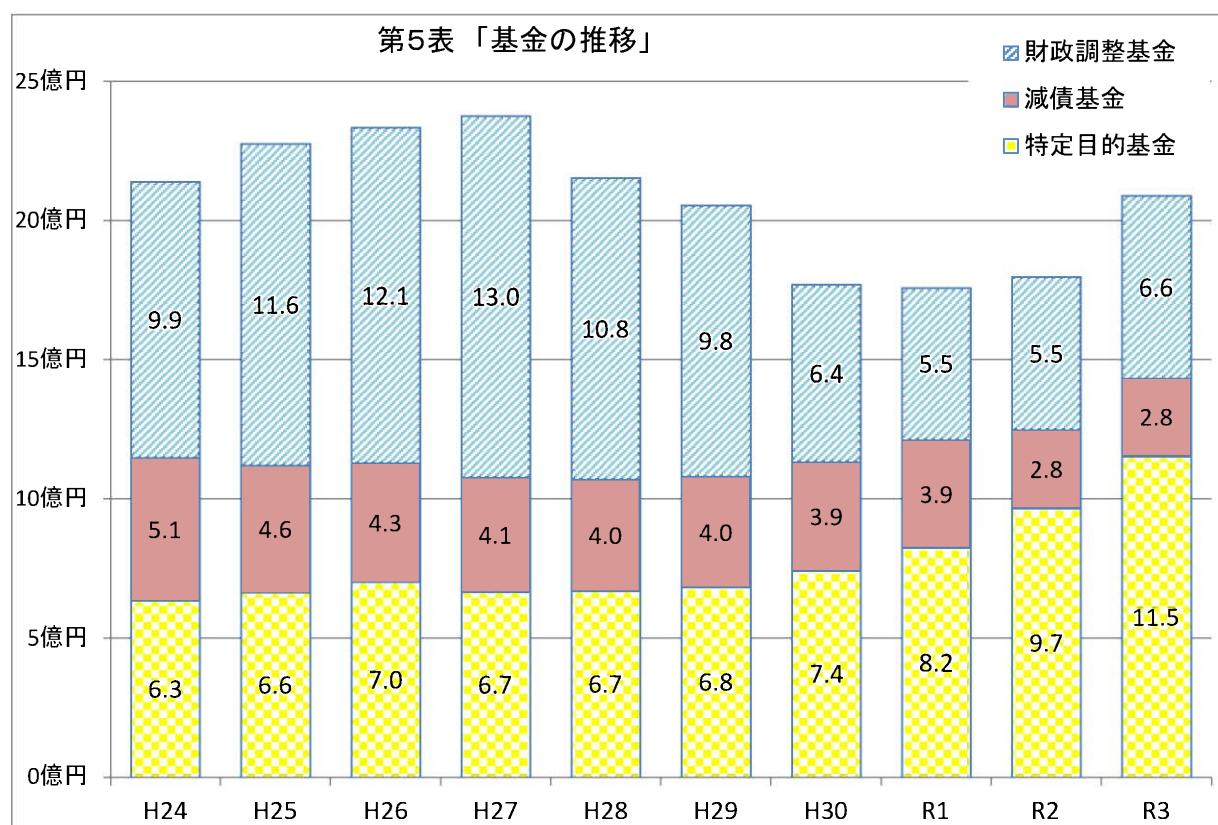
基金は家計でいう「預貯金」にあたります。

当町では地方税や地方交付税の伸びが好調な時期に決算剩余金などを積み立ててきた一方、大型建設事業など一度に多額の経費が必要な場合や政策的事業の実施の際には基金を取り崩して計画的に活用してきました。

しかし、近年は社会保障費の増加や地方交付税の減収等に伴い、恒常的に財政調整基金の取り崩しを行っており、今後もこの様な状況が続いた場合、近い将来に財政調整基金が枯渋し、町政運営に大きな影響が生じることが危惧されます。

令和3年度末における町民一人あたりの基金残高は、約40万3千円となっています。

なお、「基金の推移」は第5表のとおりです。



#### 【参考】

##### ○財政調整基金

予算の財源調整という役割を担っており、緊急又は必要やむを得ない財政需要に応ずるために設置されている基金です。一時的に財源が不足した場合の収支調整として使われています。

##### ○減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられている基金です。

##### ○特定目的基金

特定の事業の財源とするために町が資金を積み立てておく基金であり、当町には令和3年度末現在で「ふるさとづくり基金」「地域振興基金」「森林環境譲与税基金」の3つの特定目的基金があります。

## (5) 地方債残高の状況

地方債は家計でいう借金にあたるものです。

地方自治体の歳出は原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとされており、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等による減税補てん債や地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債など特例措置として認められているものもあります。

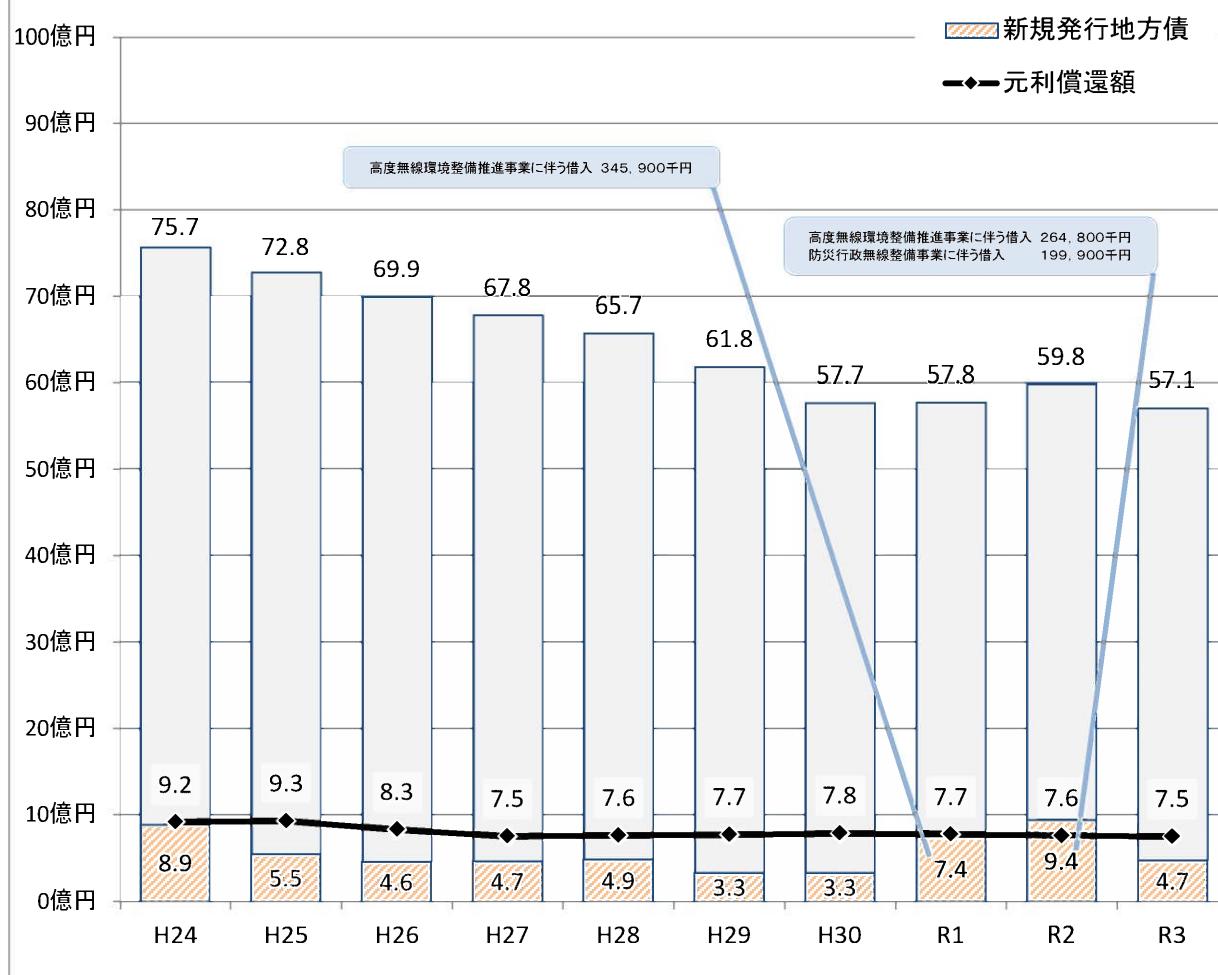
当町では、公共施設の建設など一度に多額の経費が必要で且つ将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうことが妥当な場合には、国などから借金をして資金を確保していますが、これを地方債といいます。

令和3年度末における町民一人あたりの地方債残高は、約110万2千円となっています。

近年、地方債残高は減少傾向にありますが、今後大規模な建設事業が予定されており、地方債残高が増加していくことが見込まれますが、将来世代へ過度な負担を残さないためにも地方債残高の適正な管理が必要となります。

なお、「地方債残高の推移」は第6表のとおりです。

第6表 「地方債残高の推移」



## (6) 財政指標の状況

### ① 経常収支比率

経常収支比率とは経常的な一般財源収入が経常的な経費に充てられた割合を示した指標であり、財政構造の弾力性を示す指標です。

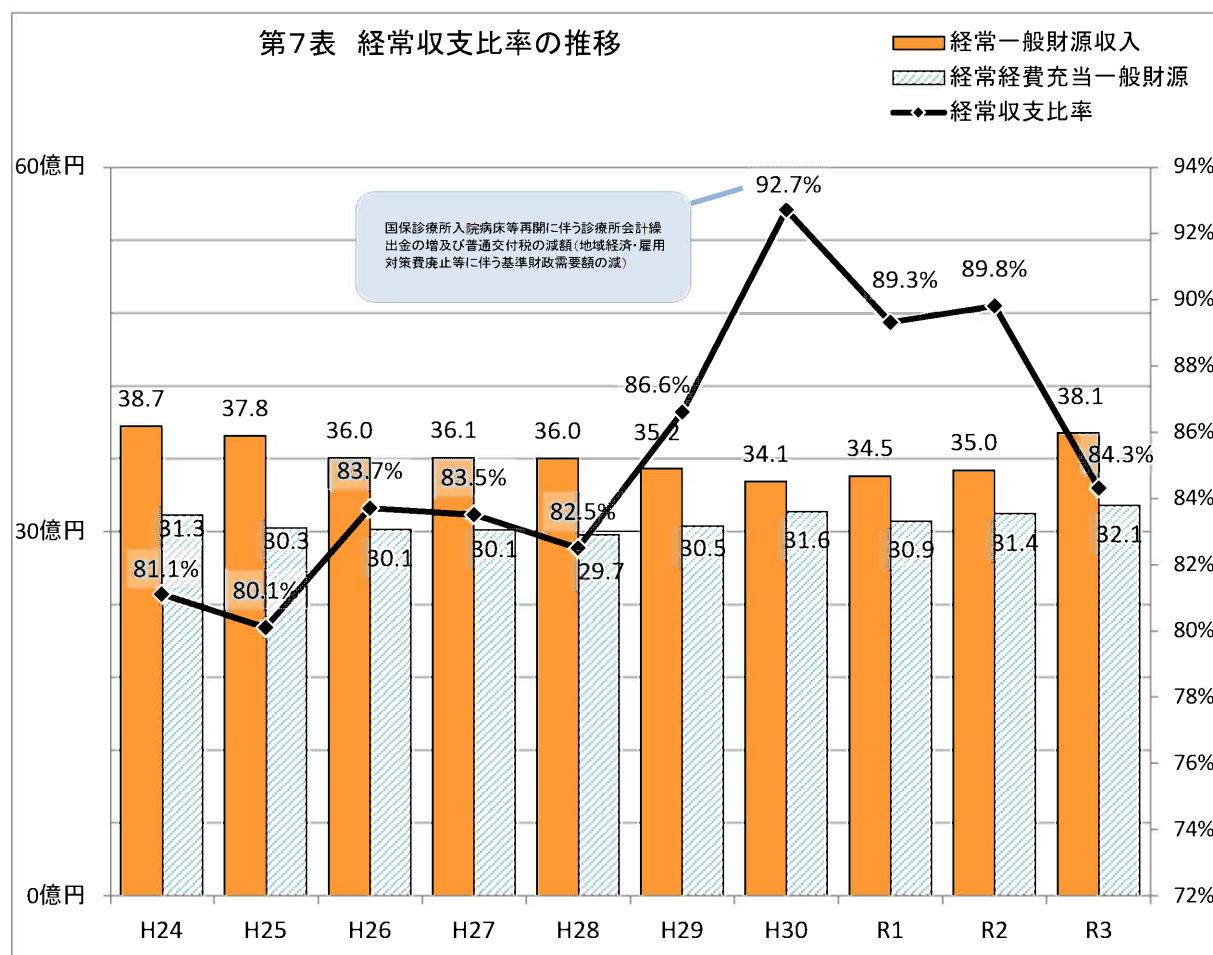
家計に例えると光熱水費や家賃など毎月確実に支出される経費に対する給料のように毎月決まって得られる収入の割合を示したものです。

この割合が高くなるほど新たな行政サービスを行うための財源が乏しく、財政構造の弾力性が失われ、硬直している状況にあると考えられます。一般的には70%から80%が望ましいとされていますが、現状では多くの地方自治体がこの範囲を超えてています。（令和2年度全道平均92.4%）

当町の経常収支比率は、平成24年度から平成28年度までは85%未満で推移していましたが、平成30年度には地方交付税の減額等により経常一般財源収入が減額となったことから90%台に達し、近年は80%台後半で推移しています。

令和3年度は地方交付税が算定項目の新設等により増額となったため、経常収支比率は改善しましたが、今後は再び増加に転じるものと推測されます。

なお、「経常収支比率の推移」は第7表のとおりです。



## ② 健全化判断比率

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

さらに、平成21年度にはこの法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりましたが、当町はいずれの指標も早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。

なお、「健全化判断比率の推移」は第8表のとおりです。

### ■健全化判断比率

#### (ア) 実質赤字比率（早期健全化基準15%・財政再生基準20%）

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### (イ) 連結実質赤字比率（早期健全化基準20%・財政再生基準30%）

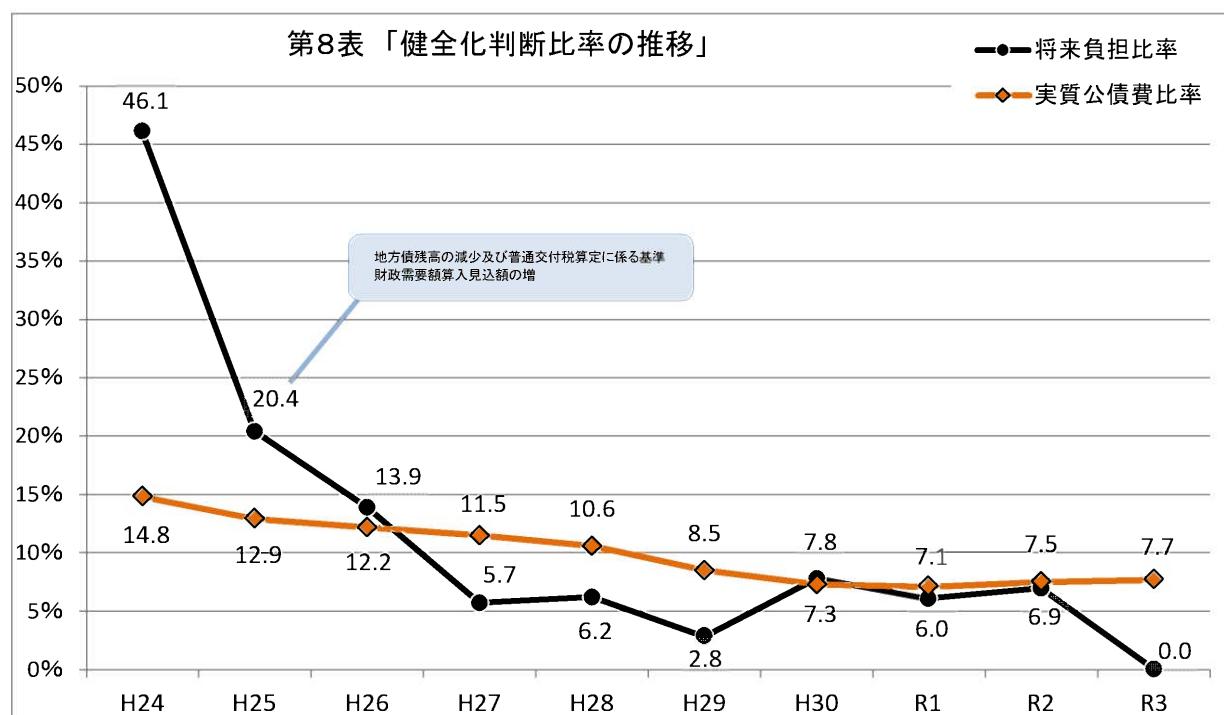
全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### (ウ) 実質公債費比率（早期健全化基準25%・財政再生基準35%）

地方債の返済額やこれに準じる額（特別会計の公債費に充当された繰出金、債務負担行為額など）を指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

#### (エ) 将来負担比率（早期健全化基準35%）

地方公共団体の地方債や将来支払っていく負担等について、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。



※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が発生していないことから、比率の算定がありません。

## 2 今後の財政推計

### (1) 推計方法

#### ① 基本的な考え方

令和3年度決算額をベースとし、国の制度変更等の不透明な要素は除外し、現行の税財政制度が継続する仮定のもと、令和14年度までの一般会計の歳入・歳出額を推計しています。

令和4年度以降新たに予定されている事業については、まちづくり概算事業計画（令和4年度～令和6年度）に基づき概算事業費を反映しています。

#### ② 積算の方法（条件設定）

##### ア 歳 入

###### ・町税

固定資産税以外は令和3年度決算額と同額で推計しました。

固定資産税については、償却資産の減少や評価替えの影響を勘案し、毎年度減少する見込みで推計しました。

###### ・地方譲与税等（地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金）

今後制度改正される可能性もあり、推計が困難であるため、令和3年度決算額と同額で推計しました。

###### ・利子割交付金等（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金）

今後制度改正される可能性もあり、推計が困難であるため、令和3年度決算額と同額で推計しました。

###### ・地方交付税

普通交付税については、おおまかな制度は現行どおりとし、令和4年度の単位費用を基に人口減少等による基準財政需要額の減少を勘案し、推計しました。

特別交付税については、当該年度の災害や特別な財政事情により変動することから見込みが困難であるため、過去の実績等を勘案し、収入見込額を計上しました。

###### ・国庫支出金等（国庫支出金、道支出金、財産収入、諸収入）

令和3年度決算額をベースに、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

###### ・繰入金

基金繰入金として、寄付金充当分や公債費償還分等を考慮し推計しました。

###### ・その他の収入（分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金）

寄附金については毎年度100,000千円で計上し、それ以外については令和3年度決算額と同額で推計しました。

###### ・町債

臨時財政対策債は令和4年度見込額と同額で推計し、それ以外については過去の実績等を勘案し推計しました。

### イ 歳 出

#### ・人件費

令和4年度6月補正後予算をベースとし、令和5年度以降は給料額に令和4年度6月補正後における定期昇給率（102.0%）を乗じて推計しました。

また、再任用制度及び定年延長を加味し、採用計画を基に新規採用職員を補充する見込みで推計しました。

報酬等については令和3年度決算額を基本とし、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

#### ・物件費等（物件費、維持補修費、扶助費）

令和3年度決算額をベースに、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

#### ・補助費

令和3年度決算額をベースに、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

一部事務組合の負担金についても、收支不足分等は令和3年度決算額と同額で推計しました。

#### ・公債費

町債の推計値及び町債残高に基づき推計しました。

#### ・積立金

令和3年度決算額をベースに、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

#### ・投資及び出資金・貸付金

令和3年度決算額と同額で推計しました。

#### ・繰出金

令和3年度決算額をベースに、人件費増額分を見込み推計しました。

#### ・投資的経費

令和3年度決算額をベースに、令和3年度決算額と同額で推計することが好ましくないものは個別に推計しました。

### 【その他】

まちづくり概算事業計画（令和4年度～令和6年度）における事業費を歳入、歳出ともに加算しています。

(2) 年度別財政推計

【歳入】

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
歳 入	町 税	724,682	720,947	717,257	713,611	710,009	706,450	702,934	699,460	696,028	692,637	689,287
	地 方 譲 与 税	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208	82,208
	利 子 割 交 付 金	413	413	413	413	413	413	413	413	413	413	413
	配 当 割 交 付 金	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626	2,626
	法 人 事 業 税 交 付 金	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564	8,564
	地 方 消 費 税 交 付 金	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920	137,920
	環 境 性 能 割 交 付 金	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385	5,385
	地 方 特 例 交 付 金	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611
	地 方 交 付 税	2,770,556	2,678,095	2,703,420	2,693,180	2,612,187	2,596,962	2,578,311	2,578,968	2,583,550	2,486,337	2,461,940
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	898	898	898	898	898	898	898	898	898	898	898
	分 担 金 及 び 負 担 金	946	946	946	946	946	946	946	946	946	946	946
	使 用 料 及 び 手 数 料	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736	120,736
	国 庫 支 出 金	313,458	379,517	493,175	275,923	275,923	275,923	275,923	275,923	275,923	275,923	275,923
	道 支 出 金	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688	231,688
	財 産 収 入	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642	96,642
	寄 附 金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	繰 入 金	69,788	95,837	58,975	57,176	55,125	53,183	51,053	50,076	50,076	50,076	50,076
	繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	諸 収 入	140,084	147,689	139,164	139,164	139,164	139,164	139,164	139,164	139,164	139,164	139,164
	町 債	314,772	394,800	494,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
歳 入 合 計 A		5,132,121	5,215,666	5,404,772	5,037,835	4,951,189	4,930,463	4,906,166	4,902,372	4,903,522	4,802,918	4,775,171

【歳出】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
歳 出	人 件 費	1,073,139	1,171,404	1,191,789	1,209,361	1,230,072	1,233,165	1,248,113	1,262,233	1,283,439	1,274,676	1,295,159
	物 件 費	972,461	1,018,112	1,022,880	960,263	960,263	960,263	960,263	960,263	960,263	960,263	960,263
	維 持 補 修 費	163,085	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386	159,386
	扶 助 費	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137	402,137
	補 助 費 等	673,393	678,318	703,571	670,308	670,308	670,308	670,308	670,308	670,308	670,308	670,308
	公 債 費	739,968	685,057	703,282	690,582	618,409	585,002	568,318	568,032	571,515	507,112	478,682
	積 立 金	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492	146,492
	投 資 及 び 出 資 金 、 貸 付 金	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240	19,240
	繰 出 金	517,899	515,991	527,021	523,096	531,726	531,222	537,298	536,967	539,636	530,852	537,501
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	439,106	538,999	706,797	344,790	344,790	344,790	344,790	344,790	344,790	344,790	344,790
	予 備 費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
歳 出 合 計 B		5,149,920	5,338,136	5,585,595	5,128,655	5,085,823	5,055,005	5,059,345	5,072,848	5,100,206	5,018,256	5,016,958

取 支 差 引 ( A - B ) C	-17,799	-122,470	-180,823	-90,820	-134,634	-124,542	-153,179	-170,476	-196,684	-215,338	-241,787
取 支 差 引 ( 累 積 )	-17,799	-140,269	-321,092	-411,912	-546,546	-671,088	-824,267	-994,743	-1,191,427	-1,406,765	-1,648,552

財 政 調 整 基 金 の 残 高	653,140										
取 支 差 引 財 源 繰 入 後 残 高	635,341	512,871	332,048	241,228	106,594	-17,948	-171,127	-341,603	-538,287	-753,625	-995,412

地 方 債 の 現 在 高	5,330,426	5,056,457	4,864,146	4,552,159	4,313,804
---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

### 3 財政健全化に向けた取組

#### (1) 基本目標と取組内容

地方公共団体においては、その事務を処理するに当っては最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に組織及び運営の合理化に努めるという法の趣旨を踏まえつつ、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら行財政運営を進めていくことが必要です。

安定し持続可能な財政基盤を確立するため、徹底した歳出の抑制・効率化を図るとともに、歳入確保に着実に取り組み、収支均衡が図られた持続可能な財政運営を目指し、次の項目について検討することします。

- ①人件費
- ②経常的経費の見直し
- ③投資的経費の抑制と平準化
- ④公共施設等の配置見直し
- ⑤各種事務事業の見直し
- ⑥特別会計・企業会計への繰出金等の抑制
- ⑦公債費と町債残高の抑制
- ⑧自主財源の確保
- ⑨遊休資産の有効活用
- ⑩受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化

#### (2) 目標数値

今後予定している大型建設事業（国保診療所・保健センター建替、中学校建替）を加味し今後の財政見通しを推計すると、令和8年度に財政調整基金が底をつき、令和14年度までに約21億4千4百万円の財源不足が見込まれます。

また、緊急時や必要やむを得ない財政需要に対応するには一定規模の財政調整基金を保有する必要がありますが、一般的に財政調整基金の適正規模は標準財政規模の10%が目安とされていることから、当町の標準財政規模37億円の10%にあたる3億7千万円を財政調整基金残高の目標額とし、これに令和14年度までの収支不足額21億4千4百万円を加えた25億1千4百万円を収支改善目標額とします。

#### (3) 収支改善のための具体的な方針

- ①人件費
  - ・定員管理計画に基づき、行政サービスの低下を招かないよう行政需要と財政負担のバランスに配慮し、長期的な視点に立った適正な定員管理に努めます。
- ②経常的経費の見直し
  - ・常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、徹底した内部管理経費の節減に取り組みます。
- ③投資的経費の抑制と平準化
  - ・事業内容を精査し、事業費の圧縮や平準化を図るとともに、実施時期の延伸や休止などの措置も検討するなど財政状況に適応した計画的な執行に努めます。

④公共施設等の配置見直し

- ・公共施設等の在り方について検討し、施設の適正な配置と効率的な管理運営に努めます。

⑤各種事務事業の見直し

- ・既存事務事業の目的や具体的な効果を改めて検証し、事務事業の整理・合理化を進めるとともに、新たな事業の新設や拡充にあたってはスクラップアンドビルドの原則を徹底します。

- ・行政が直接行うよりも町民の利便性や費用対効果が期待できる分野について、積極的に外部委託を推進し、行政のスリム化を図るとともに町民サービスの向上を図ります。

⑥特別会計・企業会計への繰出金等の抑制

- ・特別会計、企業会計については、独立採算の原則を踏まえ、適正な収入の確保と経費の節減に努め、繰出金を抑制します。

⑦公債費と町債残高の抑制

- ・町債は町の基盤を整備するための財源として、また世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るために有効活用する必要がありますが、過度の町債活用は町債残高の増加や後年度における公債費の過重な負担を強いることになるため、原則として新規の町債発行額を長期債償還額以下に抑制するとともに、利子軽減に努めます。

⑧自主財源の確保

- ・税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、これまでの各種取り組みにより向上してきた収納率を安定して確保しながら、町民が納税しやすい環境整備を進め、更なる収納率向上に努めます。

- ・ふるさと納税制度は寄付者のご厚志をまちづくりに活かしつつ、まちの魅力を全国に発信できる有効な制度であるため、引き続き返礼品の充実と効果的なPR活動に取り組みます。

⑨遊休資産の有効活用

- ・公共的利用の見込めない未利用財産や有償貸付を行っている財産について、売却などの処分を計画的に進め、財産の利活用を図ります。

⑩受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化

- ・使用料や手数料をはじめとする受益者負担について、受益者負担の原則に基づき、減免制度や料金体系の定期的な検証を行い、適正化を図ります。

**(4) 財政健全化実行計画（行財政改革アクションプラン）の策定**

先述の（3）収支改善のための具体的な方針を具現化するための実行計画（アクションプラン）を策定のうえ、取組みを推進することとします。